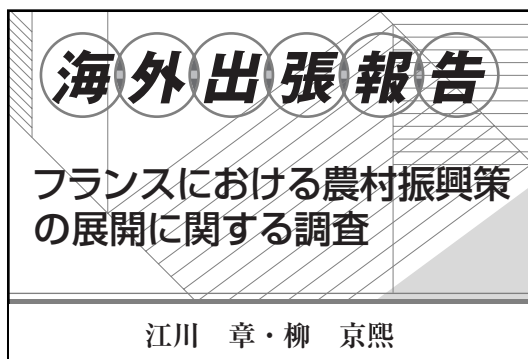




わが国では中山間地域等直接支払制度や米政策対策における産地づくり対策など、地方裁量の余地が大きい施策が行われており、また新基本計画では農村振興施策として集落機能の維持・再生が掲げられている。このような施策を推進するには、市町村のみならず、それ以下の多様な地域集団の活性化を図る必要がある。

一方、欧州ではEU全体の政策目標や枠組みを踏まえ、その財源を生かした地方独自の地域振興策に取り組む事例が多くみられる。調査地のフランスでは全国に3万7千あまりのコミューン（communes = 基礎自治体）があり、なかでも農村部では数百人規模の零細コミューンが多数存在する（人口1,000人以下のコミューン割合は80%）。コミューンはフランスの文化遺産といわれるほど地域固有の歴史的・文化的な性格を有しているが、公共サービスや地域振興プロジェクトに関してはその脆弱性を補うため、隣接コミューン間でのコミューン共同体（日本でいえば広域連合や一部事務組合が相当）が実施している。こうしたフランスの地方制度は、1999年のCAP改革で位置づけられた農村振興政策の受け皿としても機能しており、そこでは分権的な企画・立案・実施体制の構築が進められている。

そこで、本調査では、フランスにおける地方制度やそこでの振興策を調査分析することによって、多様な地域集団の機能や管理手法を明らかにすることを目的とした（2005年9月12日～22日に調査）。現地では、特色ある

地域振興対策を行っているカンタル県とオートヴィアンヌ県において地方事務所や農業会議、農家などから資料収集やヒアリングを行っている。データについては整理途中であり、その詳細な結果について現時点（2005年10月）で紹介することはできないため、ここでは所感レベルながら次の2点を指摘しておきたい。

一つはフランスにおける地方制度には、補完性の原理が強く働いていることである。それは個人を基礎にした社会構成原理であり、政策決定はより身近なレベルで行われ、その範囲で解決できない問題は順次上のレベルが対処するというものである。フランスでは、議会と徴税権を有するコミューン（基礎自治体）で日常の政策決定が行われ、そこで対処できない大規模事業などについては、コミューン共同体（Communauté de communes）やペイ（Pays）が対処する。つまり、フランスの地方制度には民主主義の日常性と事業の経済性がうまく組み合わされているのである。

もう一つは、上に述べたこととやや反するようであるが、地方分権を図りながらも、根底に存在する国家の意志である。コミューンの下で地方に人口を配置することは、国土形成上からみると理にかなっている。それは市民革命を経た民主主義の経験や常に国土侵略の危機にさらされていたフランスの歴史があるからであろう。経済性や効率性からだけで地方制度を処しない姿勢が窺えた。

とはいえ、フランスにおいても農村部では過疎化や高齢化、自治体の財政問題は大きい。民主主義を担保しながら、そうした社会・経済的な与件変動にどのように対処していくかが課題として残されている。

なお、本調査は、当方（江川）がメンバーとなっている科学研究費「農村振興における地方分権の国際比較研究」（平成16～18年度、基盤研究C）によるものである。調査のコーディネートをしていただいた研究代表者の石井圭一氏（東北大学大学院農学研究科講師）には大変お世話になった。記して感謝申し上げたい。